

## 薬学実務実習受入れに関する薬局ガイドライン

ドラッグストアでは、地域包括ケアシステムを支える開かれた薬局をめざし、受入れ薬局のレベルアップを図り、薬学生の皆様に良質な実習環境を提供します。

このガイドラインは、日本チェーンドラッグストア協会加盟各社の薬局を対象に、薬学実務実習生を受け入れる際の受入薬局の要件、指導体制、実習経費等に関する基準を定めたものです。

改定後の薬学実務実習ガイドラインの適用に合わせ、平成31年度の実習から実施します。

### 1. 受入薬局の体制

- ① 法令を順守し、適切に薬局業務を実施していること
- ② 「薬学実務実習ガイドライン」（平成27年2月 薬学実務実習に関する連絡会議）に基づく実習環境が整っていること
- ③ 認定実務実習指導薬剤師（以下「指導薬剤師」）を中心に、勤務する全ての薬剤師が協力する実習体制が確保されていること
- ④ 開設者又は管理薬剤師が実習全体の責任を持ち、指導薬剤師と連携した適切な実習体制が確保されていること

### 2. 受入薬局の要件

#### （薬局の基本機能）

- ① 保険薬局の指定を受けていること
- ② 地域支援体制加算の施設基準を満たしていること
- ③ 麻薬小売業免許を有すること
- ④ 高度管理医療機器販売業の許可を取得していること

#### （薬局の特性・規模）

- ⑤ 処方箋受付の実績がおおむね40件／日以上あること
- ⑥ 代表的な8疾患の処方がおおむね見込まれること又は処方箋の集中率がおおむね50%以下であること
- ⑦ 要指導医薬品・一般用医薬品を販売していること
- ⑧ 健康食品や医療・介護用品を販売していること
- ⑨ 調剤室の面積がおおむね30㎡以上あること
- ⑩ 土曜日又は日曜日のいずれか一日は開局していること

### （実習生の指導体制）

- ⑪ 実習期ごとの受入れ学生数は1薬局2名までとすること
- ⑫ 指導薬剤師は資格者の内から実習指導にふさわしい者が選任されていること
- ⑬ 指導薬剤師は、「薬学実務実習ガイドライン」に基づいた指導を行うこととし、あらかじめ指導薬学生に実習計画を明らかにするとともに、常に到達度に留意した指導を行うこと
- ⑭ 実習時に勤務する薬剤師が2名（指導薬剤師を含む）以上いること
- ⑮ 薬学生のための学習スペースなどが確保されていること
- ⑯ 薬剤師賠償保険又はこれと同等の賠償保険に加入していること

### 3. 他薬局との連携

薬局実習は一薬局で完結することを原則とすること。ただし、受入れ薬局の指導薬剤師の責任の下、次については他薬局での実習も可能とする。

- ① 在宅薬剤管理指導
- ② 薬局製剤
- ③ 無菌製剤
- ④ 学校薬剤師業務

### 4. 大学との連携

指導薬剤師は、大学の担当教員と実習開始前から実習終了後まで十分な連携をとること

### 5. 実習経費

一人当たりおおむね18万円＋消費税とすること

### 6. 修了証

日本チェーンドラッグストア協会発行の修了証を交付すること

### 7. 施行日

平成30年4月1日とすること